

平成 29 年 2 月 改訂

第 6 次高鍋町行財政改革大綱



平成 26 年 8 月

宮崎県 高鍋町

目 次

第1章 行財政改革大綱策定の趣旨	
1. これまでの取り組み経過	1
2. 現状と行財政改革の必要性	2
3. 行財政改革の目的	4
4. 行財政改革大綱の位置付け	4
第2章 行財政改革の推進	
1. 計画期間	5
2. 推進体制	5
第3章 基本方針	
1. 改革の基本的考え方	6
2. 改革の柱	7
3. 具体的取り組み	8
第4章 実施計画	
1. 本計画の重点目標	14
2. 重点的な取り組み	
(1) 重点目標1 大規模災害への組織的対応への仕組みづくり	15
(2) 重点目標2 信頼性のある組織づくり	15
(3) 重点目標3 持続可能な財政運営の推進	16
3. 取組項目	17
I 情報発信の促進と協働の推進	
(1) 町民参画と協働の推進	20
(2) 情報公開・説明責任の徹底	23
(3) 民間活力の有効活用	25
II 組織力の強化と人材育成	
(1) 危機管理体制の強化	27
(2) 組織の簡素・効率化	29
(3) 定員管理の適正化	31
(4) 職員の能力と資質の向上	31
III 効率的な行政運営の確立	
(1) 事務事業の見直し	34
(2) 政策形成機能の強化	36
(3) 質の高いサービスの提供	37
(4) 自治体間連携の充実	40

IV 財政基盤の強化

(1) コスト意識の徹底	41
(2) 財政健全化の推進	42
(3) 財源の確保	46
(4) 公有財産の有効活用	49

参考資料	52
------	----

(資料1) 行政改革大綱策定・推進組織図

(資料2) 高鍋町行財政改革大綱策定経過概要

(資料3) 高鍋町行政改革推進本部設置要綱

高鍋町行政改革推進本部会議名簿

(資料4) 高鍋町行政改革推進委員会設置要綱

高鍋町行政改革推進委員会名簿

(資料5) 第6次高鍋町行財政改革大綱について（諮問）

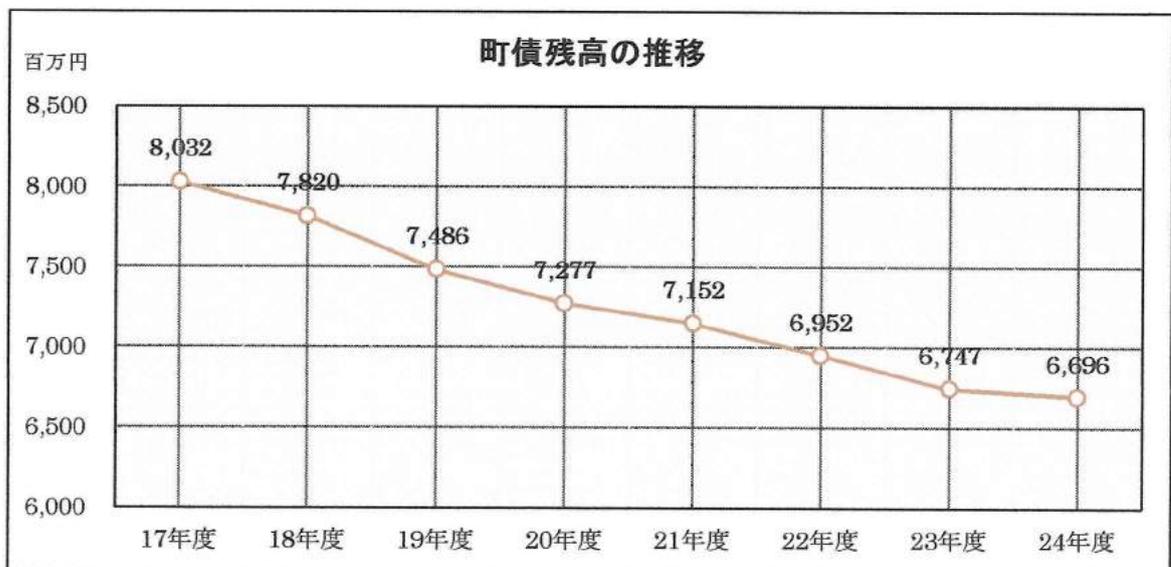
(資料6) 第6次高鍋町行財政改革大綱について（答申）

第1章 行財政改革大綱策定の趣旨

1. これまでの取り組み経過

本町では、これまで5次に渡り行政改革大綱の策定及び計画等の見直しを行いながら、行財政改革に取り組んできました。特に、第4次（平成17年度～平成19年度）から第5次（平成20年度～平成22年度）にかけては、徹底した事務事業の見直し、組織・機構及び定員管理の見直し、給与等勤務条件の見直しなど、財政再建を大きな目標に掲げて改革を推進し、公債費の大幅な縮減や各種基金の積み増しが進むとともに、財政の健全度をはかる各種財政指標も改善されるなど一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、これらの成果は国の施策による影響も大きく、持続可能な財政基盤が形成されているとは言い難い状況となっています。



2.現状と行財政改革の必要性

日本経済は長引くデフレから脱却するための経済施策「アベノミクス」により、回復基調にあるものの、いまだ地方では景気回復を実感するまでには至っておらず、消費税の増税や社会保障制度の見直しなどが地方経済にどのような影響を与えるのか依然として不透明であり、地方自治体を取り巻く行財政環境は厳しさを増しています。

本町においても、平成 22 年 5 月に発生した口蹄疫被害からの復興、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を教訓とした南海トラフ巨大地震に備えるための防災・減災事業など本町の被害を最小限にするための施設整備や危機管理体制の構築、長期にわたる景気低迷による雇用環境の悪化や税収の伸び悩み、少子高齢化の進展等に伴う扶助費などの社会保障費の増加、地方交付税^(※1)の減少などによる財政の硬直化など早急に対応しなければならない課題が多くあります。

また、近年の地方分権改革^(※2)の推進により、地方自治体の裁量や権限の拡充が大きく進展することとなりましたが、一方で、これまで以上に地域が自らの責任と判断でまちづくりを行っていくことが強く求められています。

このような状況の中、限られた財源を有効に活用し、個性と魅力あふれる地域づくりを実現していくためには、町民の信頼確保と期待される行政サービス提供を使命として強く自覚するとともに、本町が抱える様々な行政課題を着実に実現していくためのさらなる行財政改革を推進していく必要があります。



※「その他」の税は、「軽自動車税」「町たばこ税」「入湯税」の合計。

- * 1 地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害時等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。
- * 2 地方分権改革：日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。



- * 1 義務的経費：国または地方公共団体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のこと。人件費、扶助費及び公債費からなっている。
- * 2 経常収支比率：義務的経費や通常の行政経費に対して、地方税や普通交付税などの経常的一般財源がどの程度充当されたかを見る比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性（柔軟に用途を判断できるお金があるかどうか）を判断するために用いる指標。70%～75%程度が適正な比率とされ、75%以上は一般的に窮屈な財政運営を強いられるといわれる。

3.行財政改革の目的

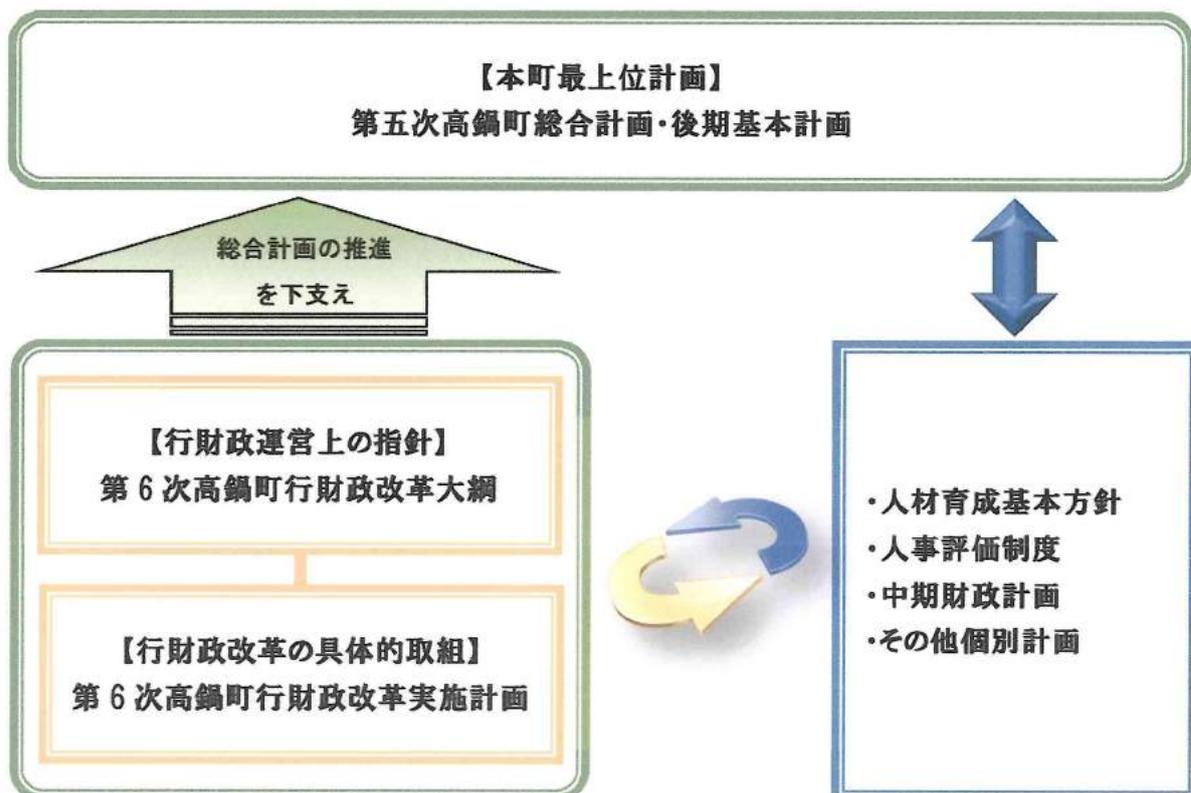
地方自治法により地方公共団体は「住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められています。行財政改革とは、その実現のために社会情勢や地域の実情を踏まえ、行政に寄せられる期待や責務を認識し、高い効率性や確実な成果を追求して、自らを改善・改革していく仕組みです。

本町が、今後とも住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げ、活力ある町政を継続できる自治体として存立していくためには、長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針が必要であり、その指針に沿って、徹底した体質改善・改革に取り組んでいく必要があります。

また、今回の改革は、これまでの経費節減や事務の効率化を中心とした取り組みに加え、南海トラフ巨大地震への対応など組織体制を強化する取り組みにも力点をおいた改革として推進していきます。

4.行財政改革大綱の位置付け

本大綱は、本町の組織と運営全般に渡る包括的な改革の基軸と基本的な方策をまとめたものであり、町の最上位の計画である第五次高鍋町総合計画の推進を下支えする役割を持つものと位置付けます。



第2章 行財政改革の推進

1.計画期間

本大綱は、平成28年度を目標として策定した第五次高鍋町総合計画の推進を下支えするという位置付けから、総合計画における評価や新たな計画策定のための期間を勘案し、平成29年度までの4年間を計画期間とします。

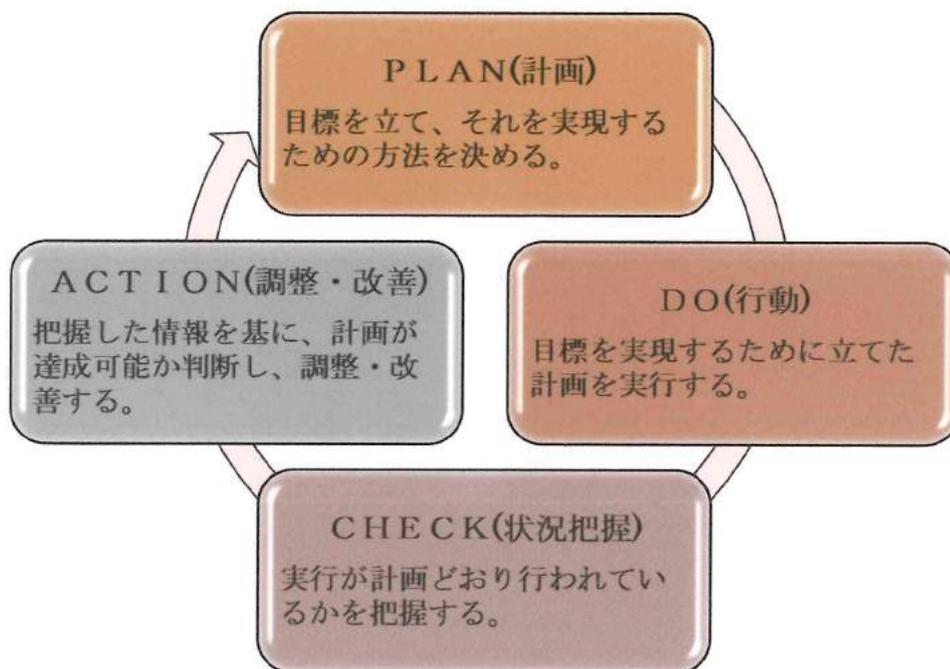
本大綱には、短期間に完了すべきものや中長期的な取り組みが必要なものを混在して掲げていることから、本大綱の実効性を確保するため、基本方針に基づく具体的な取り組みを実施計画に示し、その取組項目の年度別の指標・手法、目指す効果や成果を可能な限り明らかにし、行財政改革の取り組みが明確に把握できるようにします。

2.推進体制

行財政改革の推進にあたっては、職員一人ひとりが明確な目的意識を持って改革に取り組むとともに、町民の理解と協力が不可欠です。また、改革の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。

そこで、具体的な推進施策については、改革の工程表を示すとともに、可能な限り年度指標において数値目標を設定します。

改革の進行管理や達成度の検証にあたっては、町長を本部長とする「高鍋町行財政改革推進本部」及び民間の有識者からなる「高鍋町行政改革推進委員会」を中心に毎年度の進捗状況を把握するなど、PDCAサイクルにより着実な推進を図っていきます。



第3章 基本方針

第五次高鍋町総合計画では、目標とする町の将来像を『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」～子どもがにぎわうまちづくり～』として掲げており、町民等と行政とがそれぞれ適切な役割分担のもとで、「自助」「共助」「公助」を基本とし、町民主体の自治とそれを支援する行政の協働^(*)によるまちづくりを進めていくこととしています。

近年、南海トラフ巨大地震等大災害への対策や少子高齢化社会への対応など様々な課題がある中で、行政需要の多様化・高度化に対応しながら、第五次高鍋町総合計画の実現に向けたまちづくりを着実に進めていくためには、町民の安全・安心を守り、住民参画による、住民のニーズに沿った質の高いサービスを提供するための体制づくりが重要となります。

また、同時に行政活動の効率性と確実性を高め、より一層信頼される自治体づくりのためには改革に真摯に取り組んでいかななくてはなりません。本町では、このような目的意識の下で職員一人ひとりがこれらの目的を共有し、一丸となって行財政改革に取り組んでいきます。

そのための基本方針として次のような考え方と改革の柱を基に進めていきます。

1.改革の基本的考え方

- 町の役割や事業の進め方を改めて見直し、町民や民間組織等と行政とが適切な役割分担のもとで「自助」「共助」「公助」を基本とする協働の考え方を基本に取り組みを進めます。また、南海トラフ巨大地震等の重要課題についても住民との連携を密にしながら、効果的に対応するための体制整備を行います。
- 町民の安全・安心を守り、時代の変化と町民ニーズに即した質の高いサービスを提供する体制づくりを進めるために、柔軟かつ迅速な政策展開を可能とするための町の組織力の向上を目指します。また、様々な政策課題に対応できる職員の人材育成や意識改革を図ります。
- 既成の枠組みや従来の発想にとらわれず、限られた資源を有効に活用し、将来に渡って公平かつ最大の行政効果が得られるよう、よりスリムで効率的な行政経営体への転換を目指します。
- 住民サービスの公平性・公正性を確保するため、受益者負担の原則による改革を推進し、人口減少や高齢化問題といった厳しい状況に直面しても着実に財政健全化が進むよう効果的な自治体経営に努めます。

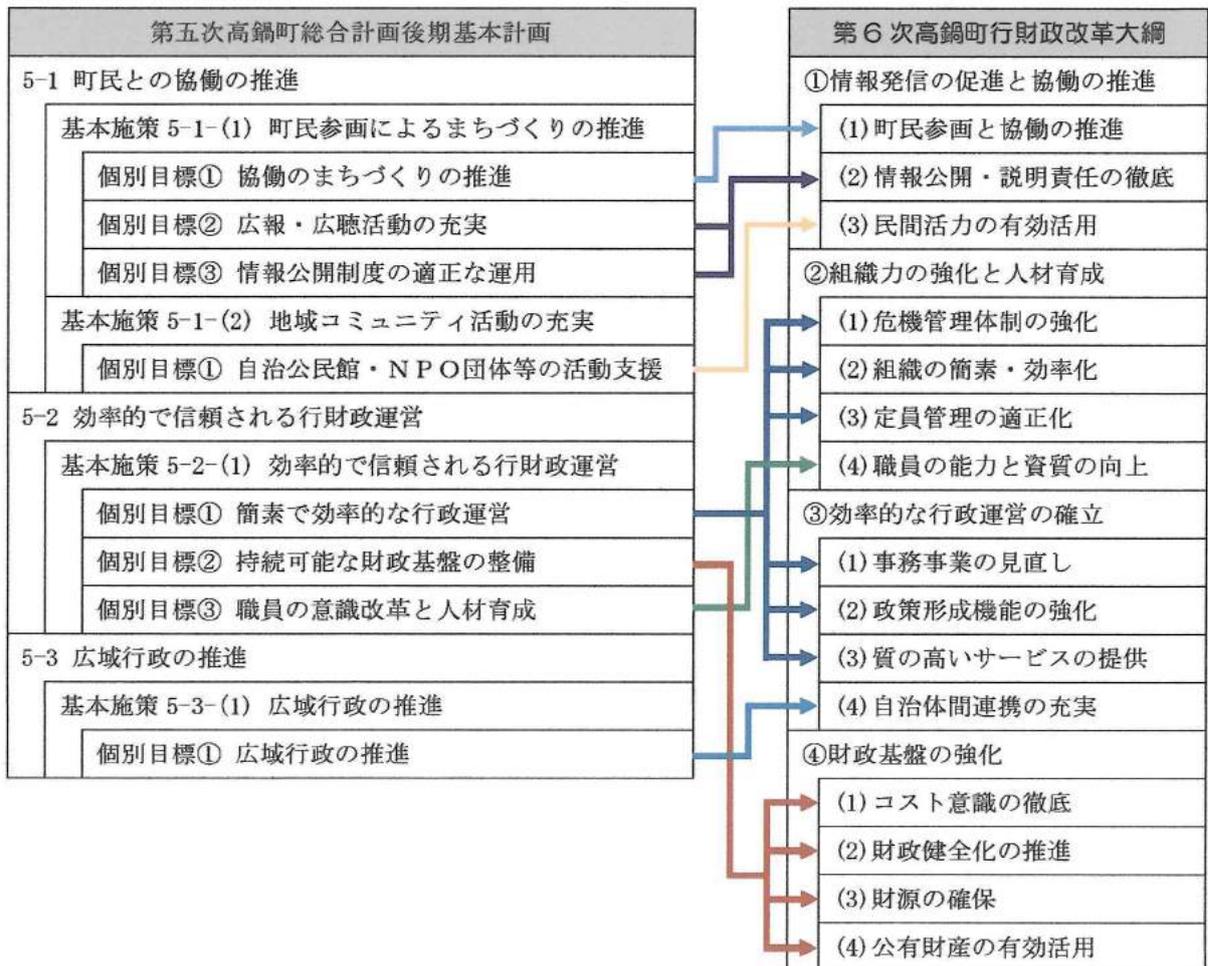
* 協働：町民と行政が、より良いまちづくりを進めていくために、共通の認識を持ち、対等な立場で連携・協力してまちづくりに取り組むこと。

2.改革の柱

第五次高鍋町総合計画の基本構想で掲げたまちづくりの基本目標5「町民が主役のまちづくりと効率的で信頼される行財政運営」の施策体系と前述の改革の基本的な考え方を踏まえ、次の4つの柱による具体的取り組みを進めます。



【総合計画との関連】



3. 具体的取り組み

改革の柱1：情報発信の促進と協働の推進

社会情勢の変化、価値観の多様化などにより住民ニーズがますます多様化・複雑化する中で、公共サービスの向上と地域の発展を図っていくためには、町民・企業・NPO等の多様な主体と行政が一体となり地域の人間力を生かしたまちづくりを進めていくことが必要となります。そのためには、施策の計画から実施、評価の過程において町民の意思を町政に反映させることが求められ、町民が主体的にまちづくりに関わる町民参画が重要となります。

町民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、町民と行政が方向性と町政情報を共有し、互いに連携・協力しあうことが不可欠です。

そのため、今後より一層、広報やホームページの充実と活用などによる行政情報の発信・公開を積極的に推進するとともに、広く町民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進めます。また、引き続き自治公民館や各種団体等の活動を支援し、連携しながら地域の活性化と協働の取り組みを推進します。

(1) 町民参画と協働の推進

日常における高齢者や子どもの見守り、災害発生時での助け合い、その他にも文化・健康・福祉・環境・交通など、地域においては行政だけでは対応できない様々な課題があります。

町民の意見をまちづくりに反映し、これらの課題に効果的に対応するためにも、外部評価、各種委員会等の委員公募制度やパブリックコメント^(*)制度など町民の意見が行政に届きやすい仕組みの拡充や見直しなどを行い、町民が行政をより身近に感じられるよう努め、住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

(2) 情報公開・説明責任の徹底

住民の理解と協力を得てまちづくりを進めていくには、行政運営の透明性を確保し、信頼を得ていくことが不可欠です。そのため、住民に対して政策情報や財政状況などを分かりやすい形で公開するとともに、出前講座の積極的な運用などで情報公開と説明責任の徹底に努めます。

また、町ホームページのリニューアル等、住民が必要な情報をより容易に取得できるよう今後も随時改善を図ります。

(3) 民間活力の有効活用

町内にある企業やNPO、各種団体など多様な主体をまちづくりの担い手と位置づけ、NPO団体等の育成を図るとともに、産業・文化の振興や地域福祉の推進など様々な場面において連携を図ります。

* パブリックコメント：公衆の意見。公的機関等が命令・規則・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

また、地方自治法第2条第15項にあるように、地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めるという観点から、行政サービスの質とコストなど総合的な判断のもと、民営化・指定管理者制度^(＊1)・民間委託といった様々な手法を検討しながら民間活力の活用を図ります。

改革の柱2：組織力の強化と人材育成

南海トラフ巨大地震対策や、地方分権の進展に伴う権限・事務移譲の進展など、町政を取り巻く課題がますます複雑・多様化する中、政策決定や事業実施については、町としての自主性・自立性をこれまで以上に高めていくことが必要です。

町民の安全・安心を守り、時代の変化に的確に対応しつつも、将来を見越した柔軟な政策を展開するためには、組織としての総合的な能力が問われます。また、高度化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、スクラップ・アンド・ビルド^(＊2)を基本に行政組織の不断の見直しを行い、簡素で合理的な組織形成に努め、効率化の追求を目指します。

また、組織の基本となる職員は、常に全体の奉仕者としての自覚を持ち、町民の視点に立って質の高い行政サービスを提供するとともに、様々な政策課題に対応することが求められています。そのため、研修機会を拡充し、個々の職員のレベルアップを図りながら人材育成を推進するとともに、職員一人ひとりが柔軟な発想と明確なコスト意識をもって職務を遂行できるよう意識改革も推進します。

(1) 危機管理体制の強化

甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震や近年多発している豪雨災害等から、町民の生命と財産を守ることは、町の最も基本的な使命であり、防災の第一次的責務者として、県、消防、警察や自衛隊など関係機関の協力を得て防災活動を実施していく必要があります。また、町民も「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に立ち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努めるとともに、災害発生時に最初に力を発揮するのは地域の人であることから、地域住民が一体となった防災体制の構築が求められているところです。

このような中、本町では東日本大震災以降、本庁舎を含めた公共施設等の耐震診断及び耐震化工事、防災行政無線の整備、地域防災計画の見直し、各種防災訓練の実施など、災害発生時に備えた危機管理体制の強化を図ってきました。

今後も避難訓練や図上訓練などの防災訓練、施設整備を進めていき、行政だけでなく地域並びに地域住民などとの連携体制構築など「自助・共助・公助」の観点に立ち、さらなる危機管理体制の強化を図ります。

＊1 指定管理者制度：住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度。

＊2 スクラップ・アンド・ビルド：予算や組織の新設を行う場合、肥大化を防ぐために多くの場合は、既存の予算や組織を廃止すること。

(2) 組織の簡素・効率化

効率的な行政運営を行うためには、組織の簡素化が必要不可欠です。住民の福祉の増進に資するよう、それぞれの職場において情報を共有し、連携を図ることで、効果的な行政サービスを提供することができる組織体制を目指します。

また、公共施設の統廃合など、将来の人口動態など中長期的な必要性を考慮しながら検討を行い、職員配置についても機構改革と連動しながら適正な配置に努めます。

(3) 定員管理の適正化

職員の定員管理は、行政サービスの後退を招かないよう細心の注意を払いながら、将来を見据えて適切に実施しなければなりません。

これまでの行財政改革の取り組みにより職員数が減少する中、地方分権に伴う事務量の増大や多様化・高度化する住民ニーズなどに対応できる職員の適正な配置を図るとともに、再任用、嘱託、臨時職員を活用した効率的な人員配置を行っていく必要があります。

今後も、事務事業の見直し、非常勤職員等の活用、組織機構の見直しや協働事業の推進などを実施し、定員管理の適正化を図ります。

(4) 職員の能力と資質の向上

職員数を削減し、権限移譲等により事務が増加することが予測される状況においても、多様化する住民ニーズに対応し、様々な行政課題に対応できる職員の育成を目指します。

財務・法務能力の向上や、人権意識、環境問題等幅広い情報を分析・活用しうる能力の向上を目指して、職員の主体的な研究活動等を促進するとともに研修制度の充実を図ります。また、人事評価制度の活用による公務員としての規律やモラルが徹底されるよう促すとともに、メンタル面も含めた健康管理体制の整備に取り組みます。

改革の柱3：効率的な行政運営の確立

地方公共団体は、行政需要の多様化や国の地域主権改革が進む中で、自己決定・自己責任のもと、主体的に様々な行政課題に対応していかなければなりません。また、時代に即応した効率的かつ戦略的な執行体制を構築し、施策・事務事業の選別や重点化を図っていく必要があります。

また、住民の視点に立った行政サービスのあり方を的確に追求し、限りある行政資源を最大限活用した行政運営を行っていく必要もあります。

そのため、事務事業の推進にあたっては、事務事業の徹底的な見直しを行うとともに、各種業務進行管理の徹底や所属職員の業務補完関係を充実させるとともに、事務処理マニュアルや高度情報通信技術の機能を十分に活用して、職員間の共通理解と事務の効率化を推進します。

さらに、災害対策や産業振興、定住対策など、高度に専門的な知識・技術を要する課題や広域的な課題により適切に対応するために、県や周辺市町村との連携・協力体制の充実を図ります。

(1) 事務事業の見直し

限りある財源の有効活用のためには、常に事務事業のスクラップ・アンド・ビルドや実施方法の改善に取り組んでいく必要があります。

現在、本町で実施している全ての事務事業について無駄を省き、住民サービスの向上を図るため、事務事業評価、外部評価を継続的に実施していきます。また、事務事業の評価方法についても過度な負担増とならないようスリム化を視点として見直しを図ります。

(2) 政策形成機能の強化

高齢化率の急激な上昇や、権限移譲の進展など新たな課題に的確に対応しながら、安全・安心なまちづくりを進めていくためには、職員間で情報の共有を図りながら、庁内で横断的な政策形成が必要となってきます。そのため、あらゆる分野で創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を推進し、職員相互の連携・協力体制の充実を図るなど、総合的に対応できる仕組みづくりを進めます。

(3) 質の高いサービスの提供

地方公共団体は、地方自治法第2条第14項に掲げられているように、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

住民にとって身近で便利な行政を実現するために、住民からの様々な意見・要望等を集約し、より効果的な施策へ転換していくよう努めます。また、常に住民の視点に立ち、住民からのさまざまな要望に応えることのできる質の高いサービスの提供を目指します。

(4) 自治体間連携の充実

本町は近距離に多数の市町村が存在するため、南海トラフ巨大地震対策だけでなく、地域活性化といった共通課題に対しても自治体間の連携なくしては効果的な対応が難しいといえます。住民は市町村の枠組みにとらわれず生活を営んでいますが、住んでいる場所等で不公平感等がでないよう、情報を共有し、連携した施策を実施していきます。

改革の柱 4：財政基盤の強化

本町の財政状況は、これまでの取組による成果を受け健全化への見通しが立つまでに改善したものの、今後、税収の伸び悩みや社会保障費関係の義務的経費の増加などによる財政の硬直化が、なお一層進むことが予想されており、決して油断できない状況にあります。

今後も本町が行政サービスの質を向上させ、地域間競争が激化する中で本町の持つ資源や特性を最大限に活用し、個性と魅力あふれる地域づくりを実現していくためには、歳入に見合った歳出の原則を堅持し、健全な財政基盤を確立するとともに、限られた財源を「選択と集中」という観点から重点的・効率的に配分していくことが不可欠です。

そのような中、時代のニーズに即したさまざまな政策を推進するためには、より安定的で健全な財政構造を構築する必要があることから、より一層高いコスト意識を持って経費全般にわたる縮減合理化を図るとともに、受益者負担の適正化や町税等収納対策の厳格な推進、新たな自主財源の確保などにより財政基盤の強化を目指します。

(1) コスト意識の徹底

これまでは数値で把握しやすい工事費や物品購入におけるコスト削減が主に改革の対象となっていました。しかしながら職員の人件費や施設の減価償却費など、直接的なお金のやり取りがなくてもあらゆる事業にコストは掛かってきます。国の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、本町でも平成23年度から「基準モデル」によって財務諸表を作成しており、これらの資料を参考にしながら、職員一人ひとりが事務事業におけるコストを把握し、効率化を実施し、コストの削減に繋げていけるよう努めます。

(2) 財政健全化の推進

現金主義会計での予算編成を行う地方自治体にとって、財政健全化判断比率^(*)の指標は財政の健全化を知る上でも非常に重要なものとなっています。未来の世代が納得のできる負担となるよう、「選択と集中」による効率的かつ実効性のある施策を実施し、健全な財政運営に努めます。

また、町ホームページなどで財政状況を公表し、財政の透明性を高めます。見直しが必要な事務事業についても、説明責任を果たした上で今後の方針を示すよう努めます。

* 財政健全化判断比率：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の公布により、都道府県や市町村に「実質赤字」「連結実質赤字」「実質公債費」「将来負担」の四つと公営企業会計の「資金不足」の比率を毎年度公表することが義務づけられた。比率が一定の基準を超えると、財政健全化計画を策定して、国や県への報告が必要となり、総務大臣の許可を得なければ地方債が発行できなくなったりする。

(3) 財源の確保

今後の町税の減少予測や右肩上がりの社会保障費の増加を考慮すると、平成26年度からの消費税増税分を含めても変わらず財源不足が深刻となることが予想されます。近隣市町村の中でも財政の硬直化が深刻な本町では、より一層の賦課・徴収について厳正な実施が求められています。

また、受益者負担の原則に沿って使用料・手数料の適正化を図るため、必要に応じて見直しを検討します。さらに、東日本大震災以後注目されている再生可能エネルギーの売却や企業誘致等、新たな自主財源の確保に努めます。

(4) 公有財産の有効活用

今後の人口減少や少子化、高齢化等による人口構造の変化や厳しい財政状況の中、新たな施設を建設することは非常に厳しい状況にあります。しかしながら、町内の公共施設は老朽化が進んでおり、利用者が安心して利用するための維持管理費の増大などが課題となっています。

そのため、公有財産の管理運営に係る財政負担の軽減と平準化を図るため、個々の財産についてライフサイクルコスト^(*)を的確に把握するとともに、計画的な維持管理を進め、長寿命化を図ります。

また、本町が所有する財産のうち、未利用若しくは利用率の低い財産については公売を行うなど、積極的に処分することにより、維持管理費など経費負担の軽減を図ります。

* ライフサイクルコスト：プロジェクトの初めから終了まで（計画から始まり、施設の設計、建設、維持管理、運営、事業終了まで）の全期間にわたって必要なコストのこと。

第4章 実施計画

1. 本計画の重点目標

第6次高鍋町行財政改革大綱の基本方針で掲げた「住民の安全・安心を守り、住民参画による、住民のニーズに沿った質の高いサービスを提供する体制づくり」「行政活動の効率性と確実性を高め、より一層信頼される自治体づくり」を実現するため、本町が進むべき道筋をより明確にし、行財政改革に効果的に取り組むために、本計画の重点目標を以下のとおり設け、重点的に取り組んでいきます。



【重点目標1】大規模災害への組織的対応の仕組みづくり

南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対し、行政だけの取組では実効性に欠けてしまいます。東日本大震災を教訓に、住民の安全・安心を確保するため、行政及び地域の防災体制の仕組みづくりを進めます。

(重点的取組項目)

- ・ 地域防災計画の見直し及び業務継続計画の策定
- ・ 津波避難体制の整備
- ・ 地域防災体制の充実

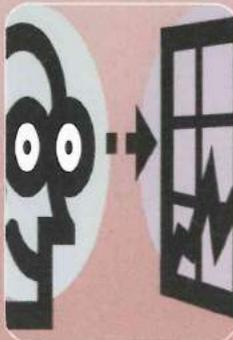


【重点目標2】信頼性のある組織づくり

住民との協働を進めていくためにも職員一人ひとりの意識改革を進め、能力を伸ばすとともに、行政活動の透明性を高めます。

(重点的取組項目)

- ・ 協働事業の推進と協働意識の醸成
- ・ まちづくり懇談会（仮称）の検討
- ・ 行政情報公開の推進
- ・ 人材育成基本方針に基づく職員の育成



【重点目標3】持続可能な財政運営の推進

時代のニーズに即した政策を推進するためにも、事務事業や使用料・手数料の見直しを実施し、公共施設の耐用年数など資産の状況等を把握することで、計画的な財政運営を進めます。

(重点的取組項目)

- ・ 公共施設の統廃合等の検討
- ・ 使用料・手数料等の見直し
- ・ 事務事業評価の見直し

2. 重点的な取り組み

重点的な取り組みとは、本計画の重点目標の実現に向け、重点的な位置付けで実施していく取り組みです。計画期間内の総括的な指標を示し、目標達成に向けて確実な進行管理を実施します。

◇重点目標1 大規模災害への組織的対応の仕組みづくり

① 地域防災計画の見直し及び業務継続計画の策定 (No. 15)

概要： 災害対応能力の向上を図るため、地域防災計画を見直す。また、被災後も行政活動を継続するための業務継続計画（BCP）を策定し、被災後の早期復旧・復興体制の確立を目指す。

担当部署： 総務課

総括指標： ①平成26年度末までに地域防災計画の見直しを行う。
②平成26年度末までに業務継続計画の策定を行う。

② 津波避難体制の整備 (No. 17)

概要： 南海トラフ巨大地震に伴う津波から住民の命を守るため、地域住民等と連携し、津波避難の仕組みづくりを進める。

担当部署： 総務課

総括指標： ①平成26年度末までに津波ハザードマップを作成する。
②津波避難路及び避難場所の整備、津波避難ビルの指定を行う。

③ 地域防災体制の充実 (No. 18)

概要： 地域における自助・共助の防災体制を強化するとともに、地域住民が一体となった地域防災体制の構築を図る。

担当部署： 総務課

総括指標： ①平成27年度末までに防災士の資格取得者を20名育成する。
②平成29年度末までに自主防災組織を2組織設立する。

◇重点目標2 信頼性のある組織づくり

① 協働事業の推進と協働意識の醸成・まちづくり懇談会（仮称）の検討 (No.4・5)

概要： さらなる住民等との協働を進めるため「協働」という概念を町民や職員に理解・浸透させるため、様々な協働事業を推進する。また、各種町政課題等を町民と一緒に考える「まちづくり懇談会（仮称）」の設置・運営について検討を行う。

担当部署： 政策推進課

総括指標： ①平成27年度末までに協働専門の係（課）の設置検討を行う。
②平成27年度末までにまちづくり懇談会設置・運営の検討を行う。

② 行政情報公開の推進 (No. 7)

概要：町の保有する行政情報を積極的に公開することにより、行政運営の透明性の向上と住民との情報共有を図る。

担当部署：政策推進課

総括指標：①平成27年度末までに行政情報提供の推進に関する指針を策定する
②情報公開制度の適正な運営を進める。

③ 人材育成基本方針に基づく職員の育成 (No. 24)

概要：地方分権の進展と責任分野の拡大、少子高齢化社会と住民意識の多様化への対応、効率的な行政運営を行うため、職員の資質向上と能力開発に向け全庁的な取り組みを行う。

担当部署：総務課

総括指標：①平成27年度末までに人材育成基本方針の見直し、改訂を行う。
②職員研修の充実、多様化に取り組む。

◇重点目標3 持続可能な財政運営の推進

① 公共施設の統廃合等の検討 (No. 21)

概要：施設の老朽化等が進んでいることから現状の公共施設の目的と効果を検証し、今後の公共施設のあり方について検討を行い、実現可能なものから積極的に取り組んでいく。

担当部署：政策推進課

総括指標：①平成27年度末までに施設のあり方について検討を行う。
②平成27年度に公共施設見直し指針の策定を行う。

② 使用料・手数料等の見直し (No. 53)

概要：受益者負担の原則に基づき、町民サービスの受益に応じた使用料・手数料等の適正化を図る。

担当部署：政策推進課

総括指標：①平成26年度末までに審議会において検証・見直しを行う。
②平成27年10月から新たな料金体制を施行する。

③ 事務事業評価の見直し (No. 30)

概要：事務事業評価の実施方法を全面的に見直し、総合計画実施計画と予算編成と関連付け、総合計画の着実な推進と効率的で効果的な施策の推進を図る。

担当部署：政策推進課

総括指標：①事務事業評価と総合計画実施計画・予算編成との関連付けを行う。
②平成28年度から新たな事務事業評価を施行する。

3. 取組項目

第6次高鍋町行財政改革大綱に示された基本方針につらなる個別の取組項目は、次表のとおりです。

取組項目ごとに、計画期間内の各年度の実施内容を示すほか、各項目のうち可能なものには指標となる事項を示し、目標達成に向けて確実な進行管理を実施します。

【取組項目一覧表】

I 情報発信の促進と協働の推進

(1) 町民参画と協働の推進

No.	取組項目	重点	所管課
1	審議会等委員公募制度の充実		政策推進課
2	パブリックコメント制度の利用促進		政策推進課
3	外部評価制度の充実		政策推進課
4	協働事業の推進と協働意識の醸成	○	政策推進課
5	まちづくり懇談会（仮称）の検討	○	政策推進課
6	地区担当制度の充実		政策推進課

(2) 情報公開・説明責任の徹底

No.	取組項目	重点	所管課
7	行政情報公開の推進	○	政策推進課
8	インターネットを利用した新たな広報広聴手段の検討		政策推進課
9	出前講座の積極的な運用		政策推進課
10	町広報紙による情報発信の充実		政策推進課

(3) 民間活力の有効活用

No.	取組項目	重点	所管課
11	指定管理者制度の適正な運用		政策推進課
12	アウトソーシングの推進		政策推進課
13	自治公民館・NPO団体等の活動支援		政策推進課
14	消防団員の確保対策		総務課

II 組織力の強化と人材育成

(1) 危機管理体制の強化

No.	取組項目	重点	所管課
15	地域防災計画の見直し及び業務継続計画の策定	○	総務課
16	大規模災害時における職員参集体制の構築		総務課
17	津波避難体制の整備	○	総務課
18	地域防災体制の充実	○	総務課

(2) 組織の簡素・効率化

No.	取組項目	重点	所管課
19	効率的な組織機構の構築		総務課
20	自治体クラウド導入の検討		政策推進課
21	公共施設の統廃合等の検討	○	政策推進課
22	収納体制の一元化		税務課

(3) 定員管理の適正化

No.	取組項目	重点	所管課
23	定員管理の適正化		総務課

(4) 職員の能力と資質の向上

No.	取組項目	重点	所管課
24	人材育成基本方針に基づく職員の育成	○	総務課
25	人事評価制度の適正な運用		総務課
26	職員の健康管理対策の充実		総務課
27	女性職員登用の促進		総務課
28	公平・公正・適正課税の徹底		税務課

Ⅲ 効率的な行政運営の確立

(1) 事務事業の見直し

No.	取組項目	重点	所管課
29	行政事務連絡員制度の見直しの検討		総務課
30	事務事業評価の見直し	○	政策推進課
31	備品管理システムの構築		会計課
32	議会運営・業務の効率化		議会事務局
33	生活排水処理率の向上		上下水道課

(2) 政策形成機能の強化

No.	取組項目	重点	所管課
34	町政課題連携会議の活用促進		政策推進課

(3) 質の高いサービスの提供

No.	取組項目	重点	所管課
35	町民窓口の利便性向上の検討		総務課
36	オフィスのクリーン化		総務課
37	接遇力向上の取り組みの推進		総務課
38	学校施設の長寿命化		教育総務課
39	福祉部門、保健部門と連携した特別支援教育の充実		教育総務課
40	学校給食費未納対策		教育総務課

(4) 自治体間連携の充実

No.	取組項目	重点	所管課
41	広域行政体制の推進		政策推進課

IV 財政基盤の強化

(1) コスト意識の徹底

No.	取組項目	重点	所管課
42	新地方公会計制度（財務書類4表）の活用		政策推進課
43	第2次高鍋町地球温暖化対策実行計画の推進		政策推進課

(2) 財政健全化の推進

No.	取組項目	重点	所管課
44	起債残高の抑制		政策推進課
45	効率的な予算編成手法の検討		政策推進課
46	補助金の見直し		政策推進課
47	中期財政計画の見直し		政策推進課
48	介護給付の適正化		健康保険課
49	国民健康保険医療費の適正化		健康保険課
50	団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題への対応		健康保険課
51	ごみ処理費用等の見直し		町民生活課
52	可燃ごみの減量化		町民生活課

(3) 財源の確保

No.	取組項目	重点	所管課
53	使用料・手数料等の見直し	○	政策推進課
54	広告収入の確保		政策推進課
55	ふるさと納税制度の活用		政策推進課
56	新たな自主財源確保の検討		政策推進課
57	収納率の向上		税務課
58	効率的な滞納整理の推進		税務課

(4) 公有財産の有効活用

No.	取組項目	重点	所管課
59	町有地の適正管理		総務課
60	町有不用財産の有効活用		総務課

Ⅰ 情報発信の促進と協働の推進 (1) 町民参画と協働の推進

取組項目	審議会等委員公募制度の充実				No.	1
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	各種施策の調査・審議等を行う審議会・委員会等の委員の一部を公募し、町民の意見を反映させるとともに、町政への参画機会の確保を図る。					
取組内容	審議会・委員会を設置する際は、それぞれの審議会・委員会の機能、目的等を勘案し、必要に応じて委員の一部を公募により選任する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●委員の公募・選任			→		
年度指標 (削減額等)						

取組項目	パブリックコメント制度の利用促進				No.	2
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	政策決定過程における町民意見の把握と町政への反映、町政への参画機会の確保を図る。					
取組内容	町の各種計画や町民に影響を及ぼす条例などを策定する際は、必ずパブリックコメントを実施する。また、町民から多く意見が出されるよう制度の広報や周知に取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●パブコメの実施 ●制度の周知			→		
年度指標 (削減額等)	●町民意見(各1件) ●広報回数(1回)			→		

I 情報発信の促進と協働の推進 (1) 町民参画と協働の推進

取組項目	外部評価制度の充実				No.	3
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	行政の施策や事務事業等について、必要性・有効性・効率性などの観点から評価した結果を、第三者の視点で客観的に評価・検証することで、行政では気がつかない課題、事業の必要性や効果に関する意見、事業の改善に関する提案や考えなどをいただき行政サービスの改善・向上を図る。					
取組内容	各課が実施した事務事業評価（内部による1次評価）の結果について、評価の客観性・公平性・信頼性を高めるために、第三者評価機関として外部評価委員会を設置し、評価・検証を行う。また、評価内容を、町民の意見として予算編成に反映させるとともに、委員数（特に公募委員）の増員に努める。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●外部評価委員の公募			→		
	●外部評価事業の選定			→		
	●外部評価の実施			→		
年度指標 (削減額等)	●外部評価(10事業)			→		

取組項目	協働事業の推進と協働意識の醸成				No.	4
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	「協働」という概念を町民や職員に理解・浸透させるため、たかなべ未来づくり事業をはじめとする様々な協働事業を推進することで、協働に対する意識醸成を図る。					
取組内容	協働推進のためのビジョン及びプランを策定し、協働の重要性について広く訴えかけていくながら、協働意識の醸成を図る。 また、新たな協働事業を検討し、試行した後、その結果を踏まえ、本格的な事業に着手するなど、本町における協働の力強い推進を図る。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●課(係)設置の検討	●協働事業の検討	●ビジョン・プラン策定 ●協働に関する周知・広報 ●協働事業(試行)の実施	●協働事業(試行)の検証 ●協働事業(本試行)の実施		
			●協働事業(試行)の実施 (1事業以上)	●協働事業(本試行)の実施 (1事業以上)		
年度指標 (削減額等)						

I 情報発信の促進と協働の推進 (1) 町民参画と協働の推進

取組項目	まちづくり懇談会（仮称）の検討			No.	5
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—	
取組目標	行政運営に対する町民の理解と信頼の確保、町民意見の町政への反映を図るとともに、町民と行政が情報共有することにより協働によるまちづくりをより一層推進する。				
取組内容	行政がこれからのまちづくりや特定の分野における構想等を住民等に説明し、それらの共有化を図りながら、住民側も単なる意見・要望にとどまらず、将来の高鍋町について積極的に意見交換ができる機会を設ける。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●懇談会設置の検討	→	●意見交換会（試行）の実施	●意見交換会（試行）の検証 ●意見交換会（本施行）の実施	
年度指標 (削減額等)			●意見交換会（試行）の実施 (2回)	●意見交換会（本施行）の実施 (6回)	

取組項目	地区担当制度の充実			No.	6
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—	
取組目標	制度施行から5年が経過したが、まだまだ未成熟な部分もあるため、特に町政情報の提供や地区の要望事項等の聞き取りなど制度のより一層の充実を図る。また、地区の取り組みは各地区によって温度差があるため地域単位での職員配置など新たな制度の構築を目指す。				
取組内容	従来の地区担当制度の課題を抽出した上で、この制度が結果的に本町の協働の推進につながるよう抜本的な見直しを行う。 見直し後は、成果の低下や目的が逸脱しないよう自治公民館と職員に対し適切な説明を行い、制度の重要性に対する意識づけを行う。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●制度に対する自治公民館への周知		●制度に関する自治公民館長、職員への調査 ●調査結果の分析 ●制度の見直し ●見直し後の制度の自治公民館長、職員への周知	●見直し後の制度の運用	
年度指標 (削減額等)			●制度に関する自治公民館長、職員への調査 (各1回) ●見直し後の制度の自治公民館長、職員への周知 (各1回)		

I 情報発信の促進と協働の推進 (2) 情報公開・説明責任の徹底

取組項目	行政情報公開の推進				No.	7
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	町の保有する行政情報を積極的に公開することにより、行政運営の透明性の向上を図るとともに、町民との情報の共有を図る。					
取組内容	「行政情報提供の推進に関する指針(仮称)」を策定し、指針に基づく積極的な情報提供に取り組む。また、情報公開制度の適正な運営を進める。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●指針の検討・策定 ●情報公開制度の適正な運用	→	●指針の施行	→		
年度指標 (削減額等)			●指針に基づく情報提供達成率(100%)	→		

取組項目	インターネットを利用した新たな広報広聴手段の検討				No.	8
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—		
取組目標	町ホームページの更新など充実を図るとともに、インターネットを活用した新たな情報発信手段を活用することにより、行政運営の透明性の向上を図るとともに、町民との情報の共有を図る。					
取組内容	町民が知りたい情報を容易に取得できるよう町ホームページの充実を図るとともに、災害時等においてより多くの町民に情報を伝達できるよう、ソーシャルメディア等の新たな情報発信手段の活用を検討する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●町HPを活用した情報発信 ●ソーシャルメディアの活用に向けた調査研究	→	●ソーシャルメディアの活用(施行・本稼働) ●ソーシャルメディア活用のためのガイドライン策定・施行 ●運用に合わせたガイドラインの検証・改善	→		
年度指標 (削減額等)			●ソーシャルメディア情報発信(年60回以上)	→		

I 情報発信の促進と協働の推進 (2) 情報公開・説明責任の徹底

取組項目	出前講座の積極的な運用				No.	9
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	町民からの要請（町の施策や事務事業、各種制度などを知る）に対し、町としての説明責任を果たすため、職員による出前講座を実施し行政への理解度の向上と職員の資質向上を図る。					
取組内容	町民から申請のあった出前講座に職員を派遣し、出前講座を行う。また、随時、出前講座メニューの見直しを行い、町民の知りたい項目を充実させる。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●出前講座の実施	●講座メニューの見直し				
年度指標 (削減額等)	●講座実施件数（50件）					

取組項目	町広報紙による情報発信の充実				No.	10
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—		
取組目標	町広報紙へできる限り最新の行政情報の掲載や、町民が関心を持つ特集記事の掲載などさらなる紙面の充実を図ることにより、行政運営の透明性の向上を図るとともに、町民との情報の共有を図る。					
取組内容	現在の広報紙作成手段・広報紙の体裁など抜本的な見直しを行うとともに、新たな編集体制の構築を検討する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●先進地事例研究	●県内市町村事例調査 ●作成手段・体制の検討 ●新たな編集体制の検討		●新たな広報紙の発行		
年度指標 (削減額等)			●検討会議（広報委員会）の開催（年3回）			

I 情報発信の促進と協働の推進 (3) 民間活力の有効活用

取組項目	指定管理者制度の適正な運用				No.	11
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	社会教育課・健康保険課・福祉課・産業振興課		
取組目標	民間のノウハウを生かした施設の管理運営を行うことにより、住民サービスの向上と管理運営経費の節減を図る。					
取組内容	指定管理者制度導入施設の施設管理料や使用状況などの検証を行い、適切な運用が図られているかを審議する委員会を設置するとともに、委員会の審査結果を次期選定時に反映させる。また、直営管理の施設について、指定管理者制度導入が可能か検討を行う。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●委員会の概要検討	●導入施設運営状況検証 ●新たな導入施設の検討	●委員会の設置	●選定手続き(継続施設) ●選定手続き(新規施設)		
年度指標 (削減額等)		●検証(1施設)	●委員会開催(2回)	●新規施設方向性決定 ●継続選定(1施設) ●新規選定(1施設)		

取組項目	アウトソーシングの推進				No.	12
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	効果的かつ効率的な行政運営と行政資源の重点的な配分を目指して、コスト削減による強固な財政基盤の構築はもとより、職員の意識改革・人材育成、民間の参入機会の拡大による地域雇用の推進、町民・NPO等との協働によるまちづくりの推進を図る。					
取組内容	費用対効果等の検証に基づき、「アウトソーシング計画(仮称)」を策定し、事業化に向けて対象事業の選定や導入手法の検討を行うなど計画の推進を図る。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●費用対効果の検証		●計画の策定	●事業選定、手法検討 ●事業者等の選定		
年度指標 (削減額等)			●計画の策定			

I 情報発信の促進と協働の推進 (3) 民間活力の有効活用

取組項目	自治公民館・NPO団体等の活動支援				No.	13
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	福祉課・社会教育課		
取組目標	行政だけでは対処できない地域の様々な課題を解決していくため、自治公民館を中心とした地域コミュニティをはじめ、町民活動や社会的活動を行う個人、NPO団体等の活動を育成・支援し、地域力の向上を図る。					
取組内容	自治公民館やNPO法人の自主性・自立性の尊重を原則に、それぞれが抱える課題や要望に対し、行政として関与できるものについては、連携を図りながら必要な支援を進めていく。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●自治公民館との連携 ●NPO等への支援				→	
				●自治公民館との意見交換の実施	→	
年度指標 (削減額等)			●自治公民館との意見交換の実施(3回)	●自治公民館との意見交換の実施(3回)		

取組項目	消防団員の確保対策				No.	14
担当部署	所管課	総務課	関係課	—		
取組目標	消防団活動に対する地域理解を高めるためのPRを強化する。消防団員の処遇改善と消防団協力事業所制度・応援事業所制度等の特典・優遇制度の創設を検討し、消防団員の確保を目指す。					
取組内容	イベント等を活用した街頭啓発の実施。消防団活動・訓練を一般公開するイベントの検討を行う。また、消防団協力事業所制度を導入している県内市町村の状況を参考にしつつ、協力事業所の認定要件や優遇制度の在り方を検討し、制度設計を行う。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●イベントの検討・計画 ●協力事業所制度の検討	●街頭啓発イベント実施 ●制度創設			→	
				●協力事業所の募集	→	
年度指標 (削減額等)	●消防団員数 (前年度同等以上) ●PR活動(年3回)				→	
					●協力事業所(5社)	

Ⅱ 組織力の強化と人材育成 (1) 危機管理体制の強化

取組項目	地域防災計画の見直し及び業務継続計画の策定				No.	15
担当部署	所管課	総務課	関係課	全課		
取組目標	災害対応能力の向上を図るため、地域防災計画を見直すとともに、大規模災害時においても行政機能、行政活動を継続するための業務継続計画を策定し、被災後の早期復旧・復興体制の確立を目指す。					
取組内容	本町の地域特性や具体的な被害想定を把握するとともに、最新の国の防災計画、県地域防災計画等との整合を図った実効性のある地域防災計画の見直しを行う。 また、各課の業務内容を検討し非常時優先業務の選定を行うとともに、業務継続のための体制・環境確保の検討を行い、業務継続計画を策定する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画見直し ●業務継続計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務継続計画の検証(訓練) 		→		
年度指標(削減額等)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画策定 ●業務継続計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練回数(1回) 		→		

取組項目	大規模災害時における職員参集体制の構築				No.	16
担当部署	所管課	総務課	関係課	全課		
取組目標	平成25年度に構築した職員参集メールシステムを活用し、大規模災害時における初動体制の確立を図る。					
取組内容	全職員に対して職員参集メールシステムの周知を図り、アドレスへの登録を依頼する。登録後は、システムを活用した参集訓練を定期的実施し、大規模災害時における組織力の強化を図る。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●システムの周知 ●システムへの登録 ●参集訓練の実施 			→		
年度指標(削減額等)	<ul style="list-style-type: none"> ●登録者数(全職員) ●訓練回数(1回) 			→		

II 組織力の強化と人材育成 (1) 危機管理体制の強化

取組項目	津波避難体制の整備			No.	17
担当部署	所管課	総務課	関係課	建設管理課・教育総務課	
取組目標	南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波から住民の命を守る対策を最優先に位置付け、地域住民や町内事業所等と連携しながら、津波から避難する仕組みづくりを進める。				
取組内容	「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の積極的な活用を図りながら、津波ハザードマップの作成、津波避難路及び避難場所の整備、津波避難ビルの指定に取り組む。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●津波ハザードマップの作成 ●津波避難ビル指定に向けた所有者との協議 ●避難路・避難場所整備 ●推進計画等策定 	●補助事業の活用			
年度指標 (削減額等)	<ul style="list-style-type: none"> ●津波ハザードマップ作成 ●津波避難ビル指定数(1箇所) ●避難路・避難場所整備状況 				

取組項目	地域防災体制の充実			No.	18
担当部署	所管課	総務課	関係課	福祉課・社会教育課	
取組目標	災害発生時、最初に力を発揮するのは、被災現場にいる地域の人々であることから、地域において災害に対する自助・共助の体制を強化するとともに、避難行動要支援者への対応など地域住民が一体となった地域防災体制の構築を図る。				
取組内容	地域における防災活動などの重要な役割を担う自主防災組織の結成を促進するとともに、地域の防災リーダーとして防災士の育成に取り組む。また、防災訓練への参加や出前講座の活用などにより、防災面における行政と地域・住民の連携協働体制の確立と防災意識の醸成に努める。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●防災士の育成 ●自主防災組織結成促進 ●防災訓練の実施 		●防災リーダー活用		
年度指標 (削減額等)	<ul style="list-style-type: none"> ●防災士資格取得(10名) ●自主防災組織(2組織) ●防災訓練参加者数(20地区・1500人) 				

Ⅱ 組織力の強化と人材育成 (2) 組織の簡素・効率化

取組項目	効率的な組織機構の構築				No.	19
担当部署	所管課	総務課	関係課	—		
取組目標	住民ニーズを的確に捉えるとともに、総合計画に掲げる各種施策の着実な推進と地方分権に即した組織運営を行うため、現在の各課(局)の職員数や業務量を勘案しながら住民サービス向上を目指した効率的な組織の構築を図る。					
取組内容	高鍋町行政事務改善委員会を中心に、各課(局)への調査及びヒアリング等を行い、住民ニーズの把握及び組織的な課題を抽出した上で、組織機構の見直しを行い、本町にとってより効率的な組織を構築する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●事務改善委員会開催 ●各課(局)への調査及びヒアリング実施 ●組織案の作成 	●新たな組織の運営				
年度指標(削減額等)	●委員会開催回数(3回)	●委員会開催回数(1回)				

取組項目	自治体クラウド導入の検討				No.	20
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—		
取組目標	情報システムに係る経費節減や住民サービスの向上と併せ、業務の効率化を図る。また、大規模災害発生時の住民情報や行政情報の保全を図る。					
取組内容	基幹系システム機器のリース期限となる平成29年10月までに、自治体クラウド導入によるメリット・デメリットを再検証し、方向性を決定する。自治体クラウド導入の場合は、各課の業務見直しを実施し、導入に備える。また、自庁方式とした場合は、平成29年度のシステム機器入れ替えに対応した業務に取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●自治体クラウド導入検討		●方向性の決定			●方向性に合わせた対応
年度指標(削減額等)			●他自治体視察(4自治体)			

Ⅱ 組織力の強化と人材育成 (2) 組織の簡素・効率化

取組項目	公共施設の統廃合等の検討				No.	21
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	総務課・健康保険課・福祉課・建設管理課・社会教育課		
取組目標	公共施設は、行政サービスを提供するための大切な手段の一つでもあり、同種の施設を単に一元化するというだけでは、市民の利便性が損なわれる可能性もあることなどから、市民の意向や本町の財政事情を総合的に勘案して、統廃合整備の検討を進める。					
取組内容	施設の老朽化等も進んでいることから現状の公共施設の目的と効果を検証し、本町の行政需要に適合した公共施設のあり方（休止・廃止、転用、地域譲渡、統廃合、民間委託等）について、総務省が取組を進めている公共施設等総合管理計画の策定と併せて検討を行う。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画		●内部ワーキンググループによる施設の現状・課題の洗い出し	●市民の意識調査 ●施設のあり方検討	●公共施設の見直し		
年度指標 (削減額等)			●公共施設見直し指針の策定			

取組項目	収納体制の一元化				No.	22
担当部署	所管課	税務課	関係課	建設管理課・健康保険課・福祉課・上下水道課・教育総務課		
取組目標	町税、保育料、町営住宅使用料等の収納体制の一元化を図り、徴収事務等が一括管理できるようにシステムを構築し事務の簡素化を図る。					
取組内容	収納向上対策委員会で収納体制の検討を行い、収納事務の一元化を図る。また、滞納等に伴う収納整理を行う際に、他の収納状況などとの関連を照合し、高鍋町債権管理条例に基づいた適切な徴収をできるようにシステムの構築を行う。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●収納関係各課の業務洗い出し ●システム構築	●収納体制一元化業務開始		→		
年度指標 (削減額等)	●取りまとめ主管課の決定 ●必要人員の整理 ●事務分掌の決定					

Ⅱ 組織力の強化と人材育成 (3) 定員管理の適正化

取組項目	定員管理の適正化			No.	23
担当部署	所管課	総務課	関係課	—	
取組目標	厳しい財政状況が見込まれる中、社会経済情勢の変化等に的確に対応し、行政サービスの水準を向上しつつ、最少の人員で最大の成果を挙げることが目標とし定員の適正化を図る。				
取組内容	計画的に職員数を管理し改善努力を継続するため、「定員管理計画」を策定する。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●計画の検討	●職員数に関する各課ヒアリング	●計画の策定	●計画に基づく定員管理	
年度指標 (削減額等)				●計画に基づく職員数	

Ⅱ 組織力の強化と人材育成 (4) 職員の能力と資質の向上

取組項目	人材育成基本方針に基づく職員の育成			No.	24
担当部署	所管課	総務課	関係課	全課	
取組目標	地方分権の進展と責任分野の拡大、少子高齢化社会と住民意識の多様化に対応するため、また、限られた財源と職員を最大限に活用し、効率的な行政運営を行うため、職員の資質向上と能力開発に向けた全庁的な取り組みを行うことを目標とする。				
取組内容	人材育成基本方針に基づき、職場の学習的風土づくり、系統だった人材育成の確立、仕事を進める過程の工夫・活用を進めるとともに、平成17年に策定された基本方針の見直しを行い、職員研修の充実、多様化に取り組む。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●現基本方針の見直し	●新基本方針の策定	●新基本方針の施行		
年度指標 (削減額等)	●職員研修受講者数 (延100人)				

Ⅱ 組織力の強化と人材育成 (4) 職員の能力と資質の向上

取組項目	人事評価制度の適正な運用				No.	25
担当部署	所管課	総務課	関係課	全課		
取組目標	人事評価を実施することにより、その結果を任免、給与等に活用するとともに、組織内の意識の共有化や業務改善等による人材育成を図り、活力ある公務組織の実現や効率的な行政運営に資することを目標とする。					
取組内容	より成熟度の高い人事評価制度とするため、毎年度制度の再点検・精査を行うとともに、必要に応じて見直し・制度改正を行う。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●人事評価制度の継続 ●見直し・制度改正 			→		
				→		
年度指標 (削減額等)	●実施職員数(全職員)			→		
				→		

取組項目	職員の健康管理対策の充実				No.	26
担当部署	所管課	総務課	関係課	—		
取組目標	心身の病を事前に防止するため、職員の健康管理の意識啓発や職員研修の実施、健康相談会を含めた総合的な対策を図る。					
取組内容	引き続き、健康管理への意識啓発や職員研修並びに健康相談会を実施する。また、長期療養者の円滑な復職を支援するため職場復帰支援プログラムを実施する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●健康相談会の実施 ●職員研修の実施 			→		
				→		
年度指標 (削減額等)	●健康相談実施職員数			→		
				→		

II 組織力の強化と人材育成 (4) 職員の能力と資質の向上

取組項目	女性職員登用の促進				No.	27
担当部署	所管課	総務課	関係課	政策推進課		
取組目標	研修などの機会での女性活躍推進の視点を取り入れ、職員の意識改革を進め、職場における男女共同参画社会づくりを推進します。また、全ての職員がその能力を十分に発揮し町政に参画できるよう、管理的立場への進出意欲の醸成に努め、性別を問わない人材の活用・登用に努める。					
取組内容	職員全体の意識啓発のための研修の充実、女性職員の研修への積極的参加、女性職員の係長以上の役職への登用率の向上に取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●研修の実施			→		
	●女性職員登用率の向上			→		
年度指標 (削減額等)	●女性職員登用率(30%)			→		

取組項目	公平・公正・適正課税の徹底				No.	28
担当部署	所管課	税務課	関係課	—		
取組目標	公平・公正・適正課税を徹底するために、申告指導の推進及び適正課税、並びに固定資産適正評価・課税を行う。					
取組内容	申告指導及び適正課税を行うための職員のスキルアップ（能力向上）、固定資産の適正評価・課税を行うための職員のスキルアップに取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●現状の洗い出し	●業務改善の選定		→		
	●課題研究(スキルアップ)			→		
年度指標 (削減額等)	●適正申告、評価並びに適正課税			→		

Ⅲ 効率的な行政運営の確立 (1) 事務事業の見直し

取組項目	行政事務連絡員制度の見直しの検討			No.	29
担当部署	所管課	総務課	関係課	政策推進課・社会教育課	
取組目標	現行の行政事務連絡員制度における諸課題を抽出するとともに住民サービスへの影響度、業務の有効性等を検証しながら、同制度の見直しの可能性について検討する。				
取組内容	行政事務連絡員の業務の大部分を占めるお知らせ等文書配布業に関する調査を実施し、課題の抽出や効果の検証を行う。併せて、住民サービスを低下させないことを前提とした行政事務連絡員制度の見直しが現実的に可能かどうかについても検討する。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●制度の有効性の検証 ●見直しすべきかの検討	●見直しすべきかの決定			
年度指標 (削減額等)	●行政事務連絡員に対する調査(1回)	●庁内協議(複数回)			

取組項目	事務事業評価の見直し			No.	30
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—	
取組目標	事務事業評価の実施方法を全面的に見直し、総合計画実施計画と予算編成と関連づけることで、総合計画の着実な推進と効率的で効果的な施策の推進を図る。				
取組内容	総合計画実施計画と事務事業評価が関連付けられるよう様式や手法の検討を行う。また、評価結果が確実に予算編成に反映させられるよう取り組みを進める。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●事務事業評価見直し ●実施計画見直し ●当初予算への反映	●新事務事業評価運用 ●新実施計画運用	●様式の精査・見直し		
年度指標 (削減額等)	●事務事業評価・総合計画実施計画の関連付け	●実施計画策定 (H27~H29)	●実施計画に基づく事務事業評価 ●実施計画策定 (H28~H30)	●実施計画策定 (H29~H31)	

Ⅲ 効率的な行政運営の確立 (1) 事務事業の見直し

取組項目	備品管理システムの構築				No.	31
担当部署	所管課	会計課	関係課	全課		
取組目標	備品の管理方法の改善と省力化。備品管理システムの導入を含めた協議を行い、備品を一元管理することで、将来的には担当者の負担軽減と、備品の有効利用・経費節減を目指す。					
取組内容	町有財産としての備品に対する意識向上と取扱のマニュアル化を行う。備品の一元管理を目標に、備品システムを導入するか検討する。導入しない場合でも共有ファイル等を利用して全庁のリストを見ることができるようにする。リストの活用で備品を共有し、歳出削減につなげる。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画		●備品管理マニュアルの作成	●備品管理共有ファイル作成 ●備品リストの活用	→		
年度指標 (削減額等)						

取組項目	議会運営・業務の効率化				No.	32
担当部署	所管課	議会事務局	関係課	総務課		
取組目標	タブレット端末を導入し、定例会等で各議員に配布している議案書など膨大な資料を電子データで一貫管理することにより、ペーパーレス化によるコスト削減や利便性向上を図る。					
取組内容	タブレット端末を導入し定例会等で活用している先進事例などを調査研究し、具体的な導入の検討を行う。また、導入決定後は1年間試行を行い、課題などを整理・改善したうえで本格的な運用を開始する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●導入の検討	→	●A°-A°-化の試行 ●課題抽出・改善	●A°-A°-化の運用		
年度指標 (削減額等)			●印刷経費の削減額 (H27比▲100千円)	→		

Ⅲ 効率的な行政運営の確立 (1) 事務事業の見直し

取組項目	生活排水処理率の向上				No.	33
担当部署	所管課	上下水道課	関係課	—		
取組目標	生活排水処理は、住民が快適な生活を営む上で必要不可欠なものであり、加えて公共用水域の水質改善にも寄与するものである。本町の生活排水処理に関する事業手法等を見直し、平成29年度までに生活排水処理率を60%まで普及させる。					
取組内容	下水道計画区域の見直しや浄化槽設置整備事業を活用し、汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道計画区域の見直し作業委託 ●下水道接続推進 ●浄化槽設置整備事業 			→		
				→		
年度指標 (削減額等)	●生活排水処理率(52%)	●生活排水処理率(55%)	●生活排水処理率(57%)	●生活排水処理率(60%)		

Ⅲ 効率的な行政運営の確立 (2) 政策形成機能の強化

取組項目	町政課題連携会議の活用促進				No.	34
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	町の施策や行政課題を担当課だけでなく庁内全体で取り組むことにより、政策形成機能の強化と情報の共有化を図るとともに、各種施策の円滑な推進を図る。					
取組内容	各種計画等を策定する際は、担当課だけでなく分野横断的な組織を設置し、様々な角度から検証を行う。また、副町長を筆頭とする課長等で構成する「町政課題連携会議」で、町全体の課題や重要施策・新規事業等について協議を行い、各種施策の推進に取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●町政課題連携会議の開催・協議 ●組織構成、会議運用についての検討 			●横断的プロジェクトの設置		
				→		
				→		
年度指標 (削減額等)				●プロジェクトの設置数		

Ⅲ効率的な行政運営の確立 (3) 質の高いサービスの提供

取組項目	町民窓口の利便性向上の検討				No.	35
担当部署	所管課	総務課	関係課	町民生活課・健康保険課・福祉課・税務課		
取組目標	利用者の立場に立った窓口手続きの簡素・効率化や窓口時間の延長などにより、住民サービスの向上を図る。					
取組内容	行政事務改善委員会や窓口サービス向上委員会を開催し、窓口手続きの簡素化や早朝時間帯の窓口開庁について検討を行う。また、年度切替時期の休日窓口開庁や昼休み窓口開庁を継続して実施する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●休日・昼休み窓口開庁	●窓口手続きの検討 ●早朝窓口の検討		→		
年度指標 (削減額等)		●簡素化した手続き数 ●早朝窓口の検討結果		→		

取組項目	オフィスのクリーン化				No.	36
担当部署	所管課	総務課	関係課	全課(局)		
取組目標	各執務室内が常に整理された状態を構築、維持し、働きやすい執務環境の下、事務の効率化を進め、もって、住民サービスのさらなる向上を目指す。					
取組内容	毎年度当初、執務環境美化月間を設け、執務環境を整える。 定期的にチェックを行う中で必要に応じて指導の上、所要の改善を施し、良好な執務環境を維持する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●実施計画の策定	●計画の施行 ●指導・改善		→		
年度指標 (削減額等)		●チェック(1回)		→		

Ⅲ効率的な行政運営の確立 (3) 質の高いサービスの提供

取組項目	接遇力向上の取り組みの推進				No.	37
担当部署	所管課	総務課	関係課	全課		
取組目標	町民サービス向上の観点から、職員の接遇向上に取り組み、町民から信頼される役場となることを目標とする。					
取組内容	接遇の基本の徹底、職員研修の参加による職員の資質向上に取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●接遇の基本の徹底 ●職員研修の実施			→		
				→		
年度指標 (削減額等)	●研修受講者数(30人)			→		
				→		

取組項目	学校施設の長寿命化				No.	38
担当部署	所管課	教育総務課	関係課	建設管理課、政策推進課		
取組目標	老朽化している学校施設をコストのかかる建て替えではなく、補修による長寿命化を図り、安全で快適な学習環境を構築する。					
取組内容	引き続き、年次的に学校施設の非構造部材の耐震化（外壁改修）、トイレ環境の整備、床・内壁の改修、水道設備及び電気設備の改修を実施する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●非構造部材の耐震化 ●トイレ改修			→		
				→		
年度指標 (削減額等)	●耐震改修状況 ●トイレ改修状況			→		
				→		

Ⅲ効率的な行政運営の確立 (3) 質の高いサービスの提供

取組項目	福祉部門、保健部門と連携した特別支援教育の充実				No.	39
担当部署	所管課	教育総務課	関係課	福祉課		
取組目標	発達障害などを持つ子どもの早期発見・早期療育が行える体制づくりを推進する。					
取組内容	福祉課とともに、発達障害に関する保護者・地域への啓発活動、保育園や幼稚園との連携強化、専門機関との連携強化、相談支援ファイルの活用、就学時健診前に発見、対応できるような仕組みづくりを実施する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●調査研究		●試行・改善	●本格施行		
年度指標 (削減額等)			●早期発見者数 ●早期療育者数			

取組項目	学校給食費未納対策				No.	40
担当部署	所管課	教育総務課	関係課	税務課・福祉課		
取組目標	学校給食費滞納整理及び未然防止を図る。					
取組内容	給食費の徴収方法及び事務処理について見直しを行い、保護者や学校事務の負担軽減を図ることにより給食費滞納の未然防止を図る。また、給食費滞納繰越分の調査を行い滞納処分を行う。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●他自治体状況調査 ●学校事務担当者との協議	●学校給食会会則見直し ●給食費納付方法検討委員会の設置 ●納付方法等の見直し ●滞納繰越分の処分 ●保護者への啓発	●新たな徴収方法開始 ●児童手当からの徴収強化			
年度指標 (削減額等)			●徴収率(100%)			

Ⅲ 効率的な行政運営の確立 (4) 自治体間連携の充実

取組項目	広域行政体制の推進				No.	41
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	総務課		
取組目標	町が行う施策のうち、町単独での実施が困難な場合やスケールメリットを生かした取り組みができる施策については、広域で取り組むことにより行政事務の効率化を図る。					
取組内容	地方自治法の改正により機関等の共同処理の対象が拡大され、西都・児湯管内で協議した結果、いくつかの事業に取り組むこととなったが、他の事業についても今後検討していく。また、西都・児湯地域市町村間連携推進事業や西都・児湯中山間地域振興事業を活用できる事業がないか検討していく。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●共同処理事業の検討			→		
	●連携推進事業の検討			→		
	●地域振興事業の検討			→		
年度指標 (削減額等)		●共同処理事業数		→		
		●連携推進事業数		→		
		●地域振興事業数		→		

IV財政基盤の強化 (1) コスト意識の徹底

取組項目	新地方公会計制度（財務書類4表）の活用				No.	42
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—		
取組目標	財務書類4表を活用し行政活動に係るコストを明確にすることで、職員のコスト意識の醸成を図るとともに、行政活動の効率化と経費縮減を図る。					
取組内容	財務書類4表の作成を継続して実施する。財務書類の活用策を検討するとともに、担当職員の理解度を深め、職員に対する説明会を実施する。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●活用策の検討			●説明会の実施、活用		
年度指標 (削減額等)	●財務書類の作成					

取組項目	第2次高鍋町地球温暖化対策実行計画の推進				No.	43
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	平成27年度までに温室効果ガス8.1%削減を目標とする第2次高鍋町地球温暖化対策実行計画を着実に推進することで、省エネルギーや省資源化等に関する職員の意識を高め、電気代等の経費節減を図る。					
取組内容	各課の推進員によるチェック月報を2カ月ごとに提出させ、集計を行い、高鍋町グループウェア及び高鍋町ホームページで公表する。また、第3次高鍋町地球温暖化対策実行計画の策定を行う。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●チェック月報の集計	●第3次高鍋町地球温暖化対策実行計画の策定	●第3次高鍋町地球温暖化対策実行計画の実行			
年度指標 (削減額等)	●温室効果ガス削減率 (H22年比▲8.1%)		●第3次実行計画に基づく温室効果ガス削減率			

IV財政基盤の強化 (2) 財政健全化の推進

取組項目	起債残高の抑制				No.	44
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—		
取組目標	特例的なものを除き可能な限り地方債発行額の抑制に努めるとともに、交付税措置や適切な借入条件の設定等十分検討した上で適正な地方債発行を行い、将来の財政負担軽減、財政の健全性の確保を図る。					
取組内容	実施事業の必要性や緊急性を検証し厳選するとともに、国や県の補助金等を活用し、地方債の発行額を抑える。また、地方債の発行にあたっては、可能な限り低利で条件の良いものを活用するなど起債残高の抑制に努める。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●町債の発行抑制			→		
	●起債残高の抑制			→		
年度指標 (削減額等)	●実質公債費率 (18%以下)			→		

取組項目	効率的な予算編成手法の検討				No.	45
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—		
取組目標	扶助費や公債費などの義務的経費が増加し財政の硬直化が進む中、現在の歳出構造を見直すとともに、限られた予算を政策目的に沿って重点化し、事業を精選して配分するなど、予算の効果的・効率的運用に役立つ新しい予算編成の仕組みを検討し、歳入規模に見合った歳出、いわば身の丈にあった予算編成を実現させ、財政の健全化を図る。					
取組内容	予算編成過程の見直しや組織別枠配分予算、部局横断型予算などの新たな予算編成方式の導入について、検討を行う。その後、試行や改善を行ったうえで新たな予算編成手法に取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●予算編成過程の見直し		●試行・改善	●実施		
	●新たな予算方式の検討		●試行・改善	●実施		
年度指標 (削減額等)						

Ⅳ財政基盤の強化 (2) 財政健全化の推進

取組項目	補助金の見直し			No.	46
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—	
取組目標	町単独の補助事業について、終期設定による見直しだけでなく、官と民との役割分担の視点から補助事業全体を見直し、受益者負担の原則に基づいた補助制度の確立を目指す。				
取組内容	補助事業の性質分析を行い、行政と事業主体との役割分担を明確にする。役割分担に応じた補助率の設定を行い、例規等の改正を行ったうえで新しい補助事業の実施に取り組む。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●補助事業の性質分析	●役割分担の明確化	●補助率の設定 ●例規等の改正 ●補助事業者等への周知	●新補助事業の運用	
年度指標 (削減額等)			●補助事業の改正数		

取組項目	中期財政計画の見直し			No.	47
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課	
取組目標	中期財政計画に歳入（国・県・町債など）見込みを追加し、一般財源の所要額を明確にすることで、中長期的な財政見通しを立て、効率的で効果的な財政運営と収支バランスのとれた持続可能な財政運営の構築を図る。				
取組内容	中期財政計画の全面的な見直しを行う。その後、各課が作成した財政計画の聞き取りを行い、中期財政計画としてまとめる。また、財政計画に基づき次年度以降の予算編成に反映させる。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●中期財政計画の見直し	→	●中期財政計画の策定 ●予算編成への反映	→	
年度指標 (削減額等)	●中期財政計画の見直し	→	●中期財政計画の点検 ●中期財政計画の改訂	→	

IV財政基盤の強化 (2) 財政健全化の推進

取組項目	介護給付の適正化			No.	48
担当部署	所管課	健康保険課	関係課	—	
取組目標	介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度の構築を目指す。				
取組内容	医療情報との突合、縦覧点検を行い、主要適正化事業5項目全てを実施する。 ※主要適正化事業：①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③住宅改修などの点検 ④医療情報との突合、⑤介護給付費通知				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●点検の継続 ●体制の整備	●主要適正化事業5項目の実施			
年度指標 (削減額等)	●医療情報との突合 ●縦覧点検実施に向けた体制の整備	●縦覧点検の実施			

取組項目	国民健康保険医療費の適正化			No.	49
担当部署	所管課	健康保険課	関係課	—	
取組目標	医療費の適正化対策を検討・実施し、国民健康保険の健全な運営を推進する。				
取組内容	特定健診受診率の向上対策、特定保健指導の完全実施、ジェネリック医薬品使用の推奨、その他効果的な保健事業を衛生部門とも連携して実施する。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●対策事業の検討	●対策事業の実施 ●対策事業の改善・検討			
年度指標 (削減額等)	●法定外繰入金減額 (▲30,000千円) ●特定健診受診率(50%) ●特定保健指導率(40%)	●特定健診受診率(55%) ●特定保健指導率(50%)	●特定健診受診率(60%) ●特定保健指導率(55%)	●特定健診受診率(60%) ●特定保健指導率(60%)	

Ⅳ財政基盤の強化 (2) 財政健全化の推進

取組項目	団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題への対応				No.	50
担当部署	所管課	健康保険課	関係課	社会教育課		
取組目標	2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる。今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方の増加が見込まれるため、健康づくりや介護予防を推進し、元気なシニアの育成を推進する。					
取組内容	地域資源を活用した健康づくり、介護予防を実施する。また、健康フェスティバル等を開催し、町民の健康づくりへの意識向上を図る。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●対策事業の検討	●事業の実施 ●対策事業の改善・検討		→		
年度指標 (削減額等)				→		

取組項目	ごみ処理費用等の見直し				No.	51
担当部署	所管課	町民生活課	関係課	—		
取組目標	ごみ処理に係る費用等の見直しを行うことで、町負担分の軽減を図る。					
取組内容	現在のごみ処理に関する手数料（町の歳入となるし尿汲み取り手数料、ごみ処理手数料、粗大ごみ処理手数料、犬、猫清掃手数料）および町の歳出となるごみ処理に関する費用（委託料）の妥当性を含めて検討を行う。また、必要に応じて関係諸団体と協議を行い、費用負担などの見直しに取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●ごみ処理費用の妥当性の検討		●手数料の見直し	●費用負担の見直し		
年度指標 (削減額等)		※必要に応じ ●関係諸団体との協議		→		

IV財政基盤の強化 (2) 財政健全化の推進

取組項目	可燃ごみの減量化				No.	52
担当部署	所管課	町民生活課	関係課	—		
取組目標	可燃ごみの減量化やごみの資源化を推進することで、ごみ処理に係る経費の節減を目指す。					
取組内容	出前講座、環境広報の発行を通して継続的に住民への周知を図り、可燃ごみの減量化とリサイクルの推進に取り組む。また、別の手段（リサイクルの徹底・生ごみの堆肥化・ごみ袋の価格見直しなど）による可燃ごみの減量化策を検討していく。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座 ●環境広報の作成 ●別の手段による可燃ごみ減量化策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃審議会の開催 				
年度指標 (削減額等)	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座回数 (年3回以上) ●環境広報発行回数 (年6回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●検討結果 				

IV財政基盤の強化 (3) 財源の確保

取組項目	使用料・手数料等の見直し				No.	53
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	全課		
取組目標	使用料・手数料などの受益者負担について、町民サービスの受益に応じ公平に負担を求めるといった観点から、その適正化を図る。					
取組内容	経済動向などを考慮しながら原価計算等の検証を行う。また、周辺自治体との均衡等も考慮し、使用料・手数料等の見直しについて検討を行う。平成31年10月から新しい料金体制を適用させる。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画		<ul style="list-style-type: none"> ●原価計算等の検証 			<ul style="list-style-type: none"> ●使用料・手数料の見直し方法策定 	
年度指標 (削減額等)					<ul style="list-style-type: none"> ●使用料・手数料の見直し方法策定 	

IV財政基盤の強化 (3) 財源の確保

取組項目	広告収入の確保			No.	54
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—	
取組目標	広報たかなべ、大時計台、町ホームページの広告スペースを活用し、自主財源の確保を図る。				
取組内容	広報たかなべ(1号・2号)への掲載、大時計台(2枠)、町ホームページ(9枠)の広告スペースが全て埋まるよう地元企業訪問や町広報紙での周知に取り組む。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●広告欄の広報			→	
	●地元企業訪問			→	
年度指標 (削減額等)	●広報回数(4回)			→	
	●企業訪問件数(4社)			→	
	●広告収入額 (前年実績同等以上)			→	

取組項目	ふるさと納税制度の活用			No.	55
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—	
取組目標	近畿高鍋会など町外の団体や町ホームページを通じて制度の周知を行うとともに、高鍋町にふるさと納税をしたい、させたい手法を検討し、ふるさと納税者数を増やし自主財源の確保に努める。				
取組内容	返礼品である地場産品を充実させ、ホームページを活用したPR活動などを重点的に行い、ふるさと納税者数の増加による財源の確保、地場産業の活性化及び観光集客数の向上などにつなげる。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●他自治体の事例研究	●返礼品の充実		→	
	●ふるさと納税広報	●ホームページの活用		→	
		●クレジット決済の導入		→	
年度指標 (削減額等)	●ふるさと納税額			→	
	●ふるさと納税者数			→	

Ⅳ財政基盤の強化 (3) 財源の確保

取組項目	新たな自主財源確保の検討			No.	56
担当部署	所管課	政策推進課	関係課	—	
取組目標	封筒への有料広告掲載や町有施設へのネーミングライツの導入、美術館などの有料施設に懸賞付入场券の創設など柔軟な発想のもと、町が保有する財産を活用した新たな自主財源の創設を目指す。				
取組内容	他自治体の事例を調査研究し、新たな自主財源の確保に向けた制度の検討を行う。また、導入可能なものから制度の構築等を行い、自主財源の確保に取り組む。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●他自治体の事例研究	→	●制度の構築 ●財源確保に向けた準備	●制度の施行	
年度指標 (削減額等)				●新たな自主財源額 (500千円)	

取組項目	収納率の向上			No.	57
担当部署	所管課	税務課	関係課	健康保険課・福祉課・建設管理課・上下水道課	
取組目標	町税・料のさらなる収納率向上につなげるため、債権管理条例に基づき適切に処理し、さらなる業務の効率化、質の向上を図る。				
取組内容	法に基づく業務のさらなる総点検を行い、業務改善による収納率向上を目指す。				
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度	
年度計画	●迅速な調査・差押えの実施	→			
年度指標 (削減額等)	●税、料の収納率向上 (前年度同等以上)	→			

IV財政基盤の強化 (3) 財源の確保

取組項目	効率的な滞納整理の推進				No.	58
担当部署	所管課	税務課	関係課	健康保険課・福祉課		
取組目標	効率的な滞納整理を推進し、さらなる収納率向上を図る。					
取組内容	効果的な滞納整理の研究の為、他自治体との連携・協力体制の強化に取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	<ul style="list-style-type: none"> ●九州徴収フォーラム ：高鍋開催 ●合同公売会等の開催 ●市町村間の併任事務の 検討 			→		
年度指標 (削減額等)	<ul style="list-style-type: none"> ●合同公売会開催件数 (1回) ●町HP・窓口公売回数 (6回) 			→		

IV財政基盤の強化 (4) 公有財産の有効活用

取組項目	町有地の適正管理				No.	59
担当部署	所管課	総務課	関係課	—		
取組目標	町有地の貸付・処分の適正化を図る。					
取組内容	貸付地について未納者への対応及び料金改正・町有地処分に伴う適正価格での処分に取り組む。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●貸付価格改正検討			→		
年度指標 (削減額等)		●貸付価格変更後徴収		→		

Ⅳ財政基盤の強化 (4) 公有財産の有効活用

取組項目	町有不用財産の有効活用				No.	60
担当部署	所管課	総務課	関係課	—		
取組目標	町が保有する財産（動産等）のうち、遊休財産や不用財産について、売却などを促進し、有効活用を図る。					
取組内容	町が保有する財産を精査・分類し、不用物件（動産等）については積極的な売却に取り組む。また、売却にあたっては、効果的かつ少しでも高く売却するためインターネットを活用した手法の検討・構築を行う。					
年度計画	26年度	27年度	28年度	29年度		
年度計画	●不用財産の売却		●町有財産の精査・分類 ●インターネット公有財産売却方針の策定	●分類した不用財産の売却		
年度指標 (削減額等)	●売却件数・額		●町有財産の仕分け ●方針策定			